

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農について、全国統一的な基準により集落営農数、取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・評価等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

5 調査期日

平成28年2月1日現在

6 調査事項

- (1) 組織形態
- (2) 構成員数
- (3) 経営規模
- (4) 活動内容
- (5) 経理状況
- (6) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項
(詳細は、巻末に掲載した調査票参照)

7 調査方法

調査は、地方組織から調査対象者に対して調査票を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。

8 集計方法

各市区町村の調査結果の単純積み上げとした。

9 実績精度

本調査は全数調査のため、標本誤差を含まない。

10 用語の解説

(1) 集落営農実態調査

集落営農

ア 「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農を行う組織（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみを行うものを除く。）をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

イ 具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- (ア) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (イ) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (ウ) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- (エ) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (オ) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (カ) 作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ウ 次に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

- (ア) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が

	<p>自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの</p> <p>(イ) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組</p> <p>集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの</p>
継続等区分	<p>本年の調査で把握した集落営農について前年調査との関係を整理した区分をいう。組織として継続している場合（名称変更及び法人化した組織を含む。）は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新規」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。</p> <p>また、他の組織との統合により解散した場合は「統合による解散」、それ以外で解散等した場合は「解散」とした。</p> <p>なお、「統合」及び「分割」は集落営農を単位とした組織の再編であり、一部の構成農家の参加や脱退は、これに当たらない。</p>
設立年次	<p>集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設定年次とする。</p>
組織形態	
農事組合法人	<p>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。</p>
株式会社	<p>会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に規定する特例有限会社の組織形態を取っているものを含む。</p>
合名会社	<p>会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合資会社	<p>会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合同会社	<p>会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
その他	<p>農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。</p>
非法人	<p>法人格を有しない任意組織をいう。</p>

農業生産法人	<p>改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいい、農地又は牧草採草地を所有することができる法人をいう。</p> <p>なお、平成28年4月1日からの改正法の施行に伴い、同項に規定する法人の呼称は、「農地所有適格法人」に変更された。</p>
特定農業法人	<p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する農業経営を営む法人をいう。</p> <p>具体的には、農業経営を営む法人のうち、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う法人をいう。</p>
特定農業団体	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。</p> <p>具体的には、農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること等の要件に該当するものに限る。）をいう。</p>
経営所得安定対策への加入状況	<p>平成27年度に実施された経営所得安定対策について、加入状況をみたものである。</p>
中山間地域等直接支払交付金対象地域	<p>中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。</p> <p>なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金対象地域に該当する場合は、中山間地域等直接支払対象地域に該当する農業集落が集落営農の中心的な農業集落であればこれに含む。</p>
多面的機能支払交付金対象地域	<p>多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5の第5に規定する協定が締結された対象農用地をいう。</p> <p>なお、複数の農業集落により構成される集落営農であって、一部の農業集落が多面的機能支払交付金対象地域に該当する場合は、多面的機能支払交付金対象地域に該当する農業集落が集落営農の中心的な農業集落であればこれに含む。</p>
人・農地プランの中心経営体として位置づけられている	<p>市町村により決定された人・農地プランに、集落・地域における今後の中心となる経営体として位置づけられた場合が該当する。</p>

集落営農を構成する農業集落数	<p>地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。</p> <p>なお、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。</p>
認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者をいう。</p>
農用地利用改善団体	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し、市町村の認定を受けた団体をいう。</p> <p>具体的には、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するものをいう。</p>
現況集積面積	<p>経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。</p>
経営耕地面積	<p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。</p>
農作業受託面積	<p>集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。</p>
集落内の営農を一括管理・運営している集落営農	<p>集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。</p> <p>なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。</p>
集落営農の活動内容	
農産物等の生産・販売活動	<p>集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。</p>
農産物等の生産・販売以外の活動	<p>集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作</p>

	業以外) 又は機械の共同所有・共同利用をいう。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
経理の共同化の状況	次の収支について、組織における経理の共同化の状況をみたものである。
農業機械の利用・管理に係る収支	耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料等についての収支をいう。
オペレーターなどの賃金等に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支をいう。
資材の購入に係る収支	農業生産資材(原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等)の購入についての収支をいう。
生産物の出荷・販売に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支をいう。
農業共済に係る収支	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済掛金及び農業共済金についての収支をいう。

(2) 集落営農実態調査結果を活用した2015農林業センサス(農山村地域調査)の組替集計

実行組合	<p>農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団をいう。</p> <p>具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。</p> <p>ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。</p> <p>また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。</p>
寄り合い	<p>原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。</p> <p>なお、農業集落の全世帯あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合で</p>

	<p>はなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものは寄り合いとみなした。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。</p>
農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。
再生エネルギーへの取組	地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。
地域資源	農山村地域調査では、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
地域資源の保全	<p>地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。</p> <p>なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。</p>
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する耕作の目的に供される土地をいう。

森林	森林法第2条に規定する森林をいう。
ため池・湖沼	次のいずれかの条件に該当するものをいう。 ① かんがい用水をためておく人工又は天然の池 ② 川や谷が種々の要因でせき止められたもの ③ 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの ④ 火口、火口原に水をたたえたもの ⑤ かつて海であったものが湖になったもの ⑥ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用排水路	農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含む。 なお、公的機関(都道府県、市区町村、土地改良区等)が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。
活性化のための取組	地域住民が主体となって取り組んでいる活動で、地域で一定の協議・了承がされているものをいう。 なお、農山村地域調査では、伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者などへの福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組をいう。
伝統的な祭り・文化・芸能の保存	古くから伝わる寺社における祭り(祭礼、大祭、例祭等)の開催、工芸、郷土芸能等の保存活動をいう。 なお、おおむね戦前から伝承されているものを対象とするが、文化・芸能については、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。
各種イベントの開催	農業集落住民のために定期的に行われている催し物の企画・開催をいう。 具体的には、運動会、盆踊り等をいう。
高齢者などへの福祉活動	高齢者などへの福祉のための活動をいう。 具体的には、介護活動、老人施設への慰問、買い物支援等をいう。
環境美化・自然環境の保全	自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいう。 また、路側帯や公園への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象とした。

グリーン・ツーリズムの取組	<p>農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。</p> <p>具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等をいう。</p>
6次産業化への取組	<p>農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組をいう。</p> <p>具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能的食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等をいう。</p>
定住を推進する取組	<p>U I J ターン者等の定住につなげる取組をいう。</p> <p>具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等をいう。</p>
再生可能エネルギーへの取組	<p>地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組をいう。</p> <p>具体的には、農地や林地の転用に太陽光発電パネルを設置、農業用排水路に発電施設を設置するなどの取組をいう。</p>
DID（人口集中地区）	<p>国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。</p> <p>（D I D : Densely Inhabited District）</p>
生活関連施設	<p>農山村地域調査では、市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所、小学校、中学校、公民館、スーパーマーケット・コンビニエンスストアをいう。</p> <p>なお、該当施設が複数存在する場合は、最も近くの施設を対象とするが、公民館については、当該市区町村内にある最も近くのものを対象とした。</p>
所要時間	<p>農業集落の中心地から農業集落に最も近いD I Dの中心地にある施設又は最寄りの生活関連施設に行く際に主な交通手段を使った場合の所要時間をいう。</p> <p>なお、小学校及び中学校への所要時間については、児童又は生徒が通学にかかる時間とした。</p>
市区町村役場	<p>農業集落が所在する市区町村の市役所、区役所、町役場又は村役場をいう。</p> <p>なお、支所等については、本所と同様の窓口業務（住民票の取扱い等）を</p>

行っている場合は含めた。

農協

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合をいい、農山村地域調査では当該農業集落内の経営体等の大半が所属するものを対象とした。

なお、支所については、本所と同様の機能（金融、購買の取扱い、取次ぎ等）を有している場合は含めた。

警察・交番

農業集落が所在する市区町村を管轄する警察署、交番又は駐在所をいう。

なお、交番については、非常勤の警察官のみの場合も含めた。

病院・診療所

内科又は外科のある病院又は診療所をいう。

なお、接骨院は除いた。

小学校

農業集落内に居住している小学生の大半が通学している小学校をいう。

なお、調査日（平成27年2月1日）現在で農業集落に児童がいない場合は、最も近くの小学校を対象とした。

中学校

農業集落内に居住している中学生の大半が通学している中学校をいう。

なお、調査日（平成27年2月1日）現在で農業集落に生徒がいない場合は、最も近くの中学校を対象とした。

公民館

社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき設置された公民館をいう。

なお、分館については、常勤の職員がいる場合は含めた。

スーパーマーケット・コンビニエンスストア

スーパーマーケットとは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、セルフサービス方式により販売しているものをいう。

なお、食料品が販売されていない場合は除いた。

コンビニエンスストアとは、主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく（おおむね30㎡以上250㎡未満）、終日又は長時間営業（おおむね1日で14時間以上）を行う事業所をいう。

11 利用上の注意

(1) 統計表の編成

全国都道府県別及び全国農業地域別とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

注：東京都に集落営農が存在しないため、表章範囲には含まない。

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基準指標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村（ただし、林野率80%以上のものは除く。）
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村（ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。） ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2 DID（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 旧市区町村とは、昭和25年2月1日時点の市区町村をいう。

- (4) 表中に用いた符号は次のとおりである。
「－」：事実のないもの
- (5) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (6) 東日本大震災により、宮城県及び福島県において、営農活動を休止している又は営農活動の状況が把握できなかった集落営農については、当該県の結果には含めず、「営農活動休止・不明」として、表章している。
- (7) 「集落営農実態調査結果を活用した2015農林業センサス（農山村地域調査）の組替集計」では、集落営農実態調査で把握した各集落営農の農業集落コードを基に、2015年農林業センサス（農山村地域調査）を集落営農の有無別に組替集計した結果を掲載している。
- (8) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班

電 話：（代表）03-3502-8111（内線3666）

（直通）03-6744-2247

F A X： 03-5511-7282